

⑥ その他／該当する場合にご用意いただく書類

- ・その他、該当する場合のみご用意いただく書類は下記のとおりです。
なお、ケースによっては下記以外の書類等が必要となる場合があります。

No.	書類名など	入手先
1	・サイン証明書（署名証明書）等 海外に居住されている相続人様で、印鑑証明書を取得できない方は、大使館・領事館等で発行する「サイン証明書」等をご用意ください。	大使館・領事館等
2	・特別代理人選任審判書謄本 親権者と未成年者がともに相続人で、遺産分割協議書を作成する等の場合、提示をお願いすることがあります。	家庭裁判所
3	・後見登記等の登記事項証明書 相続人様に成年後見人、保佐人、補助人等が選任されている場合にご用意ください。	法務局
4	・相続放棄申述受理証明書または通知書 相続放棄をされた場合にご用意ください。	家庭裁判所
5	・相続財産清算人選任審判書謄本 相続財産清算人が選任されている場合にご用意ください。	家庭裁判所
6	・不在者財産管理人選任審判書謄本 相続人が行方不明等で不在者財産管理人が選任されている場合にご用意ください。	家庭裁判所
7	・特別受益証明書（相続分不存在証明書） 作成された相続人様の署名・捺印（実印）があるもの 作成された相続人様は相続に関する依頼書および相続に関する委任状の署名・捺印（実印）は不要です。	お客さま
8	・相続分譲渡証明書（譲受人様の氏名があるもの） 譲渡された相続人様の署名・捺印（実印）があるもの 譲渡された相続人様は相続に関する依頼書および相続に関する委任状の署名・捺印（実印）は不要です。	お客さま